一般社団法人 山口県トラック協会 表彰規程

(目　　的)

第１条　この規程は、一般社団法人山口県トラック協会(以下「この法人」という。)の運営、トラック運送事業の健全な発展に貢献した者の功績を表彰するために必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第２条　表彰は、次のとおりとする。

(１)感謝状

(２)表彰状

２　感謝状は、この法人の運営及びトラック運送事業の健全な発展に特に顕著な功労のあった次の者に授与する。

(１)この法人の役員

(２)この法人の会員事業所の代表者及び役員

(３)各関係団体等の役職員

３　表彰状は、この法人事務局の運営及びトラック運送事業の発展並びに事業の社会的信用を博することに功績があり、かつ優秀であると認める次の者に授与する。

(１)会員事業所の従業員

(２)この法人の事務局職員

４　表彰には、賞金、その他副賞を付与することが出来る。

(表彰授与者)

第３条　表彰は、この法人の会長の名をもって行う。

(受賞者の決定)

第４条　受賞者は、理事会において決定する。

２　第２条第２項第２号に掲げる者については、当該支部あるいは委員会から同条第３項に該当する候補者は、所属(この法人の会員をいう。)の代表者からそれぞれ推薦された者の中から決定する。

３　前項の推薦は、候補者に該当する旨を説明する事項並びに略歴を添えて、文書をもって会長に提出するものとする。

(表彰の時期)

第５条　表彰は、毎年開催するこの法人の通常総会の席上においてこれを行う。

(死亡又は退職者の表彰)

第６条　表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日に遡って表彰する

(附　　則)

この規程は、昭和33年４月１日より実施する。

平成15年５月16日　一部改正(第１回理事会)

この規程は、平成25年４月１日より実施する。

一般社団法人　山口県トラック協会
表彰規程に基づく選考基準

1　永年トラック運送事業に功績のあった者

（1）　トラック運送事業に23年以上精励し、うち役員として３年以上当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満42歳以上の者(感謝状)

（2）　トラック運送事業者(会社役員又は個人代表者)で、10年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満42歳以上の者(感謝状)

（3）　トラック運送事業の従業員で15年以上その業務に精励し、当該会社(店)の発展に寄与し、その功績が顕著な者(表彰状)

（4）　本会事務局員で、15年以上その業務に精励し、且つ、勤務成績が優秀な者(表彰状)

2　協会役員で永年功績のあった者

本会で、５年以上または、支部役員で10年以上その運営に精励しトラック運送事業の発展のため顕著な功績のあった者(感謝状)

3　協会の事業活動に協力しあるいは、功績のあった者

（1）　本会の関係団体等の者で、本会の事業活動に特に協力した者(感謝状)

（2）　専門委員会活動、支部活動に功績のあった者(感謝状・表彰状)

4　「正しい運転・明るい輸送」「山口県自動車無事故月間運動」、その他交通事故防止のため、各種運動に著しい成果をあげた事業場及び従業員(表彰状)

5　その他、トラック運送事業の発展に功績のあった者(感謝状・表彰状)

6　１の(3)、３、４、５の各項については１社から２名以内とする。

改正日　平成２年10月31日
改正日　平成10年５月13日
改正日　平成14年３月15日
改正日　平成15年５月16日